

2017年11月9日

Japan tax alert

EY税理士法人

インドネシア、国別報告書に関するアップデート

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2016年12月に、インドネシアは国別報告書(CbCR)にかかる要件を、財務省規213/PMK.03/2016(以下、「PMK-213」)¹により規定しました。

第1に、CbCRの提出義務がある者は誰なのかについて、PMK-213の規定は明確である一方、外国の多国籍企業グループのインドネシア子会社(以下、「インドネシア子会社」)が、ローカル／二次的提出要件のもと、インドネシアでCbCRを提出する必要があるかどうかについては依然として不明確です。

初年度のCbCRの期限が迫っており、国税総局がCbCRの実施規定を公表することが見込まれている中、本アラートでは、インドネシア子会社が現時点で検討すべき主な課題を概説します。

詳細

適用年度

PMK-213の制定日が2016年12月30日であることから、CbCRの要件は事業年度が2016年12月30日の翌日以降に終了するインドネシア子会社に適用されることは明らかです。例えば、CbCRの提出が必要な2016年12月31日が事業年度末のインドネシア子会社は、2016年1月1日から12月31日までの期間におけるデータを含む最初のCbCRを作成及び提出することになります。

解決すべき問題

国税総局が実施規定を依然として公表していないことを鑑みると、現行指針であるPMK-213に基づき、インドネシア子会社がCbCRをインドネシアで提出しなければならない状況が数多くあると考えられますが、これは経済協力開発機構(OECD)が公表した指針と齟齬する可能性があります。制定予定の実施規定が、このような現地提出要件をOECDの指針に合わせるかどうかは不明です。

インドネシア子会社による現地提出がPMK-213で要求され、一方OECDの指針では要求されていない状況としては、例として以下が想定されます。

- ▶ 親会社は、自国ではCbCRを提出することが要求されていないが、他の国において代理人による提出を予定している、又は自国において自主的に提出する。
- ▶ 親会社は、連結総収入が11兆ルピア(750百万ユーロに相当)未満である事業グループの親会社であり、そのため自国においてはCbCRが提出されない。
- ▶ 親会社は、2017年(又はそれ以降)までにCbCR要件を規定していない国に所在している。

タイミング

PMK-213によれば、CbCRは、事業年度末から12カ月以内に作成し、インドネシア子会社の翌事業年度の年次法人所得税申告書(Corporate Income Tax Return、以下「CITR」)に添付する必要があります。これは、例えば2016年12月31日が事業年度末のインドネシア子会社は、CbCRを添付した2017年度CITRを2018年4月に提出しなければならない、ということの意味します。

CbCRが指定された12カ月の期間内に作成されない場合の取扱いは明確ではありませんが、CbCRを翌事業年度のCITRに添付しない納税者には明らかな影響があります。

提出方法

上述した通り、PMK-213によれば、CbCRは翌事業年度のCITRに添付する必要があります。現時点では、国税総局が実施規定において電子提出を導入するかどうかは不明です。

インドネシアにおけるCbCRの構成要素

納税者がインドネシアで提出を要求されるCbCRは、OECDの指針に基づき作成及び提出が要求されるCbCRに比べより詳細なものです。PMK-213では、OECDが要求する2つの報告書に加えて、CbCRワーキングペーパーを第3の報告書として導入し、CbCRの一部として提出を義務付けています。

遵守違反の場合の罰則

納税者がCITRにCbCRを添付しない場合、CITRに不備があるとみなされる可能性があります。CITRに不備があるとみなされた場合、国税総局によって未納税額の200%までのペナルティと刑事罰が科される可能性があります。

通知義務

現在、インドネシアでは、外国で提出したCbCRについての通知義務はありません。

今後の影響

インドネシア子会社は、1. PMK-213及びOECDの指針に基づき、インドネシアでCbCRを提出する必要が生じる可能性が高いか否か、2. PMK-213の指針ではインドネシアでのCbCR提出が義務付けられている一方、OECDの指針ではインドネシアでのCbCR提出が義務付けられていないため、インドネシアでのCbCR提出の必要性は依然として不明とするか否か、評価を下す必要があります。

インドネシア子会社が、インドネシアでCbCRを提出する必要が生じる可能性が高い場合、ただちにCbCRの作成に着手すべきです。

インドネシアでのCbCR提出の必要性は依然として不明と判断した場合、インドネシア子会社及びグループは、インドネシアでのCbCR提出に対しどのようなアプローチをとるかについて、評価を行う必要があります。これには、インドネシアでのCbCR提出に対する戦略及び方針、実施規定が公表されて提出の必要性が明らかになるまで行動を起こさないでよいのか否か、インドネシアで提出するCbCRの作成にかかる労力の評価などが含まれます。

巻末注

1. 2017年1月16日付EYグローバルタックスアラート、「[Indonesia implements new transfer pricing documentation requirements in line with BEPS Action 13](#)」(英文のみ)をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
齋藤 隆一	シニアマネージャー	+81 3 3506 2104	ryuichi.saito@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171109

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)